

## 第Ⅱ章 みどりの将来像

---



## 1.基本理念

本市は、北部を中心とした山々、芦田川をはじめとした河川やため池などの水辺、その周辺に広がる農地、市街地を取り囲む斜面緑地※、市街地に存在する蔵王山などの丘陵地や茶山などの小丘及び市街地の社寺林など豊かなみどりに恵まれています。

これらのみどりは、本市を大きく特徴づけているだけでなく、市民生活に密着し、潤いや安らぎをもたらし、暮らしを支えてきました。

しかし、新たな開発等によるみどりの減少や質の低下などが懸念されており、地球規模での環境問題が叫ばれる中、これら豊かなみどりを貴重な財産として次世代に継承していかなければなりません。

また、人口減少社会の到来、高齢社会の進行及び景気低迷などを背景に「成熟型」の社会構造を構築することが求められている中、多様な価値観への対応や個性あるまちづくりとして、本市の特性でもある豊かなみどりを活かしたまちづくりを進めていくことが重要です。

福山市が持続的に発展するとともに、豊かな自然環境や歴史・文化などの財産を次世代に健全に引き継いでいくためには、経済性や効率性を追求するだけでなく、福山市の有する特性を活かし（守り）、魅力あふれるまちをつくり、まちを愛する心を育てていかなければなりません。そのためには行政はもちろんのこと、市民や事業者などすべての人々が協力し合い、まちづくりを進めていくことが必要となります。

こうした考えに基づき、上位計画である第四次福山市総合計画※や関連計画である福山市都市マスタープラン※等との整合を図り、本計画では次の基本理念を設定します。

### 「守ろうみどり つくろう大地 育てよう心」

～みんなでつくろう 花とみどりのふるさと 福山～

「みんなで山や水辺の自然を守り、木や草花を育て、みどりとふれあい、まちを愛する気持ちを大切に育てる」をスローガンに、「人々に安らぎと潤いをもたらす花とみどりが溢れるまちとして市民が誇れ、訪れた人々が魅力を感じてこのまちに住みたいと思う。そんな花とみどりのまちをみんなで作っていきましょう」という願いが込められています。

## 2.基本方針

基本理念を踏まえて次の4つの基本方針を設定します。

### ◆基本方針の体系◆

守  
ろ  
う  
み  
ど  
り  
  
つ  
く  
ろ  
う  
大  
地  
  
育  
て  
よ  
う  
心

#### ふるさとのみどりを守り活かします【緑地の保全・活用】

- ・都市の骨格の形成
- ・特徴的なみどりの保全・再生
- ・優れた農地の保全・活用

#### みどりとふれあう場をつくり維持します【緑地の創出・維持】

- ・日常的な利活用に資するみどりの整備・維持
- ・特徴のある拠点・回廊のみどりの創出
- ・安心・安全な市街地の形成

#### 「花とみどり」のまちを育てます【緑化の推進】

- ・公共施設の緑化推進
- ・民有地の緑化促進

#### みどりの輪を広げます【普及・展開】

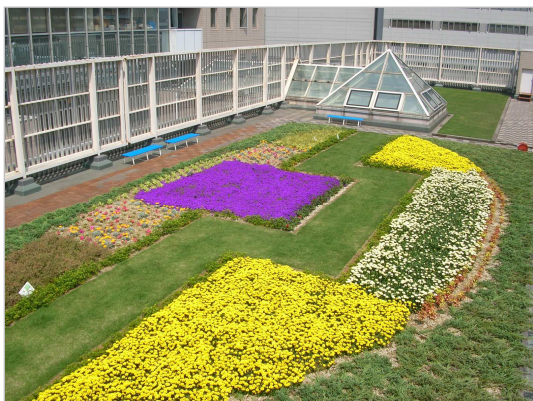
- ・みどりを育む心の普及・展開
- ・まちを愛する心で協働のまちづくり



市街地から望む蔵王山【保全・活用】



福山城公園【創出・維持】



市役所本庁舎会議棟屋上緑化【緑化の推進】



ばら花壇コンクール【普及・展開】

## 3.みどりの将来像

基本理念の実現に向け、次のようなみどりの将来像を描きます。

### ◆ゾーン

#### ①市街地ゾーン

生活の場である市街地は、花とみどりがあふれるまちづくりを進めていくゾーンとして位置付けます。

#### ②自然共生ゾーン

市街地を取り囲む斜面緑地<sup>\*</sup>、丘陵地及び農地は、国土保全機能を有するとともに、生活の一部として活用され、市街地背景として潤いや安らぎをもたらすみどりとなっています。よって、市街地周辺は、みどりの計画的な保全と活用を図るゾーンとして位置付けます。

なお、特に守るべきみどりについては、法や条例等による区域の指定を検討します。

#### ③自然保全ゾーン

北部の山間地域や島しょ部は、本市の骨格を成すみどりとして、優れた自然環境を保全するとともに、人々が自然とふれあい活動できるゾーンとして位置付けます。

### ◆拠点・軸

#### ①都心地区

福山駅周辺を都心地区として位置付け、みどりの拠点や身近なみどりを重点的に創出・維持するとともに、市民・事業者などと行政の協力体制のもと、みどりの輪を広げ、花とみどりがあふれる魅力あるまちづくりを進めていきます。

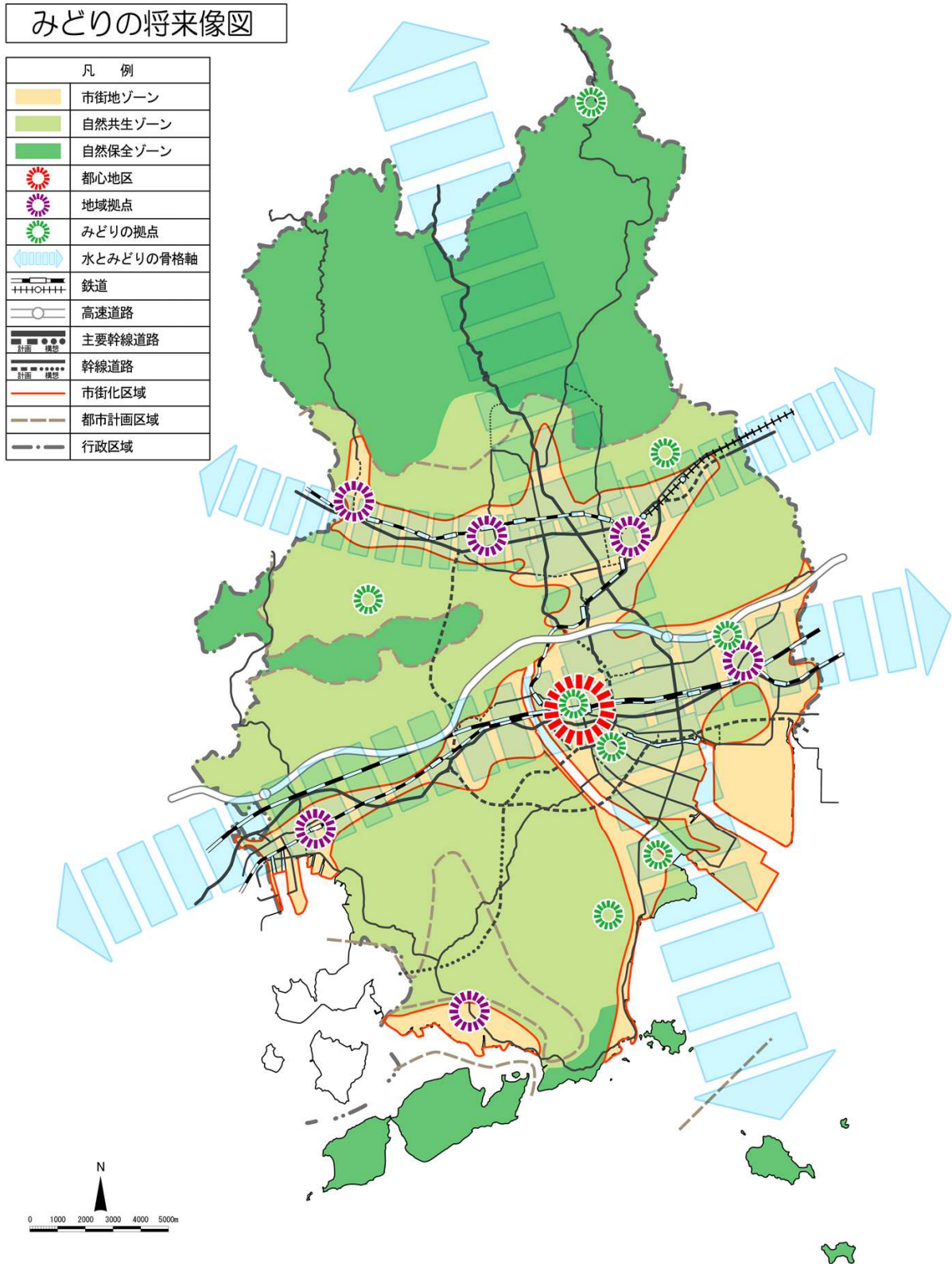
#### ②地域拠点

支所周辺などは、本市の核となるべき地域拠点として位置付け、各地域の特性を活かした個性あるみどりのまちづくりを進めていきます。

#### ③水とみどりの骨格軸

芦田川をはじめとした水辺のみどりや幹線道路の道路植栽などにより、本市の自然を代表する「海」から「山」、みどりの拠点等を水とみどりで相互に連携し、連続性のある質の高い花とみどりのふるさとを創出していきます。

■みどりの将来像図



## 4.計画の目標水準

### 1) 人口及び市街地の規模

計画の目標人口は、第四次福山市総合計画※に即して設定された、福山市都市マスタープラン※の目標人口と整合を図り、右表のとおり設定します。

■計画のフレーム

区分	2005年度	現況 2008年度	中間年度 2015年度	目標年度 2025年度
	人口	459,087 人	461,211 人	446,000 人
都市計画区域人口	437,876 人	440,000 人	425,000 人	401,000 人
市街化区域人口	368,346 人	370,000 人	358,000 人	337,000 人
都市計画区域の規模	33,534 ha	33,534 ha	33,534 ha	33,534 ha
市街化区域の規模	9,710 ha	9,710 ha	9,710 ha	9,710 ha

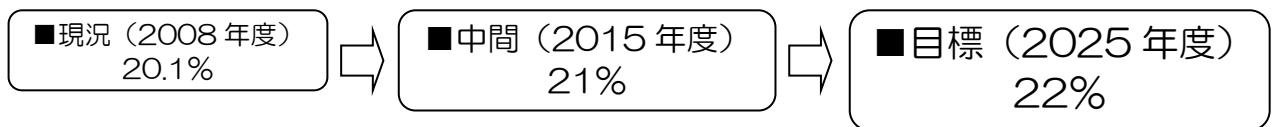
注) 1.2005年度の各人口は国勢調査(各年10月1日現在)より  
 2.2008年度の人口は、広島県人口移動統計調査2008.9より  
 3.2025年度の人口は、福山市都市マスタープランで設定された値  
 4.2015年度の人口は、2008年度と2025年度の人口より按分した値  
 5.各区域人口については、2005年度の比率をもとに推計

### 2) 計画の目標水準

#### ①みどりの確保目標

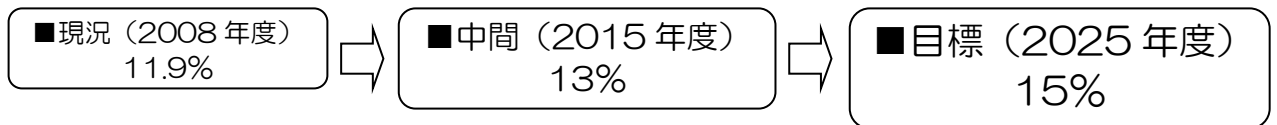
市街地における緑地の創出や緑化の推進を図ることにより、市民が身近に接することのできる市街地のみどりを1割増やし22%とすることをめざします。さらに、法や条例等に基づき、市街地及び近郊のみどりの永続性を図ることにより、生活の中で享受することのできるみどりを15%とすることをめざします。

#### a) 市街地のみどり



#### b) 市街地及び近郊における永続性のあるみどり

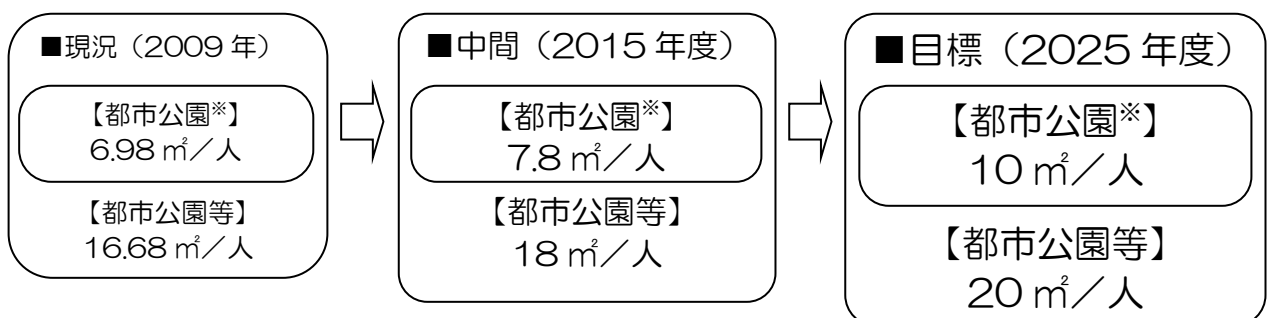
永続性のあるみどりとは、法や条例等により区域が指定されたみどりのことであり、都市公園※、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地などがあります。



#### ②都市公園等の確保目標

用地の取得による新たな公園の整備が非常に難しいことや過去10年間の整備状況を踏まえ、目標年度における都市公園※の市民一人当たり面積を10㎡/人とすることをめざします。また、都市公園等における国の目標(緑の政策大綱※)である20㎡/人を踏まえ、都市公園等の市民一人当たり面積を20㎡/人とすることをめざします。

#### c) 都市公園※及び都市公園等



③緑化目標

市民・事業者などと行政が協力し合い、みどりのまちづくりを進めていくため、次の緑化目標を設定します。

◆緑化目標◆

種 別		緑化目標
道路の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな道路整備や改良において、道路の緑化部分を除く幅員が2m以上となる歩道及び自転車歩行者道を計画する場合は、緑化を推進します。(ただし、歩道空間としての2m、自歩道空間としての3mは確保すること)</li> <li>・3m以上の歩道を有する幹線道路(自動車専用道路を除く)では、用地確保の状況を考慮しながら、可能な限り緑化を推進します。</li> <li>・道路の特徴やイメージが明確になるような緑化を推進します。</li> </ul>
河川の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境を踏まえながら、自然環境の保全・再生や親水性の高い整備などの河川改修を推進します。</li> </ul>
都市公園※の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな公園の整備では、次のとおり緑化を推進します。 (街区公園※及び運動公園※：敷地の30%以上) (その他の住区基幹公園※及び都市基幹公園※：敷地の50%以上) (緩衝緑地※及び緑道：敷地の70%以上) (都市緑地※：敷地の80%以上) (墓園：敷地の60%以上)</li> <li>・既存の公園では、敷地の状況等を踏まえながら、緑化面積の拡大に努めます。</li> </ul>
公共施設の緑化	教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地や敷地外周への植栽等により、敷地の10%以上の緑化を推進します。</li> <li>・既存の場合には、植栽可能な空地の緑化に努めます。</li> </ul>
	官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地や敷地外周への植栽等により、敷地の10%以上の緑化を推進します。</li> <li>・既存の施設では、植栽可能な空地の緑化に努めます。</li> <li>・オープンスペース※や通路等では、可能な限り鉢植え等による緑化を推進します。</li> </ul>
	福祉・文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地や敷地外周への植栽等により、敷地の18%以上の緑化を推進します。</li> <li>・既存の場合には、植栽可能な空地の緑化に努めます。</li> </ul>
	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地や敷地外周への植栽等により、敷地の10%以上の緑化を推進します。</li> <li>・既存の場合には、植栽可能な空地の緑化に努めます。</li> </ul>
	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地や敷地外周への植栽等により、敷地の10%以上の緑化を推進します。</li> <li>・既存の場合には、植栽可能な空地の緑化に努めます。</li> </ul>
民間施設の緑化	大規模開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設緑化基準に適合する緑化計画書を策定し、これに基づき敷地の緑化を促進します。</li> <li>・法面緑化など、極力緑地の確保を促します。</li> <li>・工場等の開発では、地域防災や景観の向上等を目的として、敷地外周等の緑化を促します。</li> <li>・住宅団地などの開発では、緑化地域※、地区計画※の指定及び緑地協定※の締結などを誘導し、良好な景観の創出を促します。</li> </ul>
	工場などの事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災や景観の向上等を目的として、可能な限り敷地外周等の緑化を促します。</li> </ul>
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅への樹木配布や緑化啓発により宅内緑化への働きかけに努めます。</li> </ul>